

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：かすみがうら市総合防災マップ)

当市の総合防災マップ（恋瀬川及び霞ヶ浦）によると、当会（本所及び霞ヶ浦支所）が立地する地域においては、洪水・浸水被害の想定区域には指定されていない。但し、霞ヶ浦沿岸に立地する一部の水産加工業者等が 0.5m～3.0m未満の区域に含まれている。

(土砂災害：かすみがうら市総合防災マップ)

当市の総合防災マップによると、千代田地区においては、雪入地区・上佐谷地区・東野寺地区が土砂災害警戒区域となっている。霞ヶ浦地区においては、主に坂地区・牛渡地区・戸崎加茂地区が土砂災害特別警戒区域として設定されている個所が点在しており、戸崎加茂地区においては「加茂工業団地」があり製造業を中心とした企業が集積している。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 49.7%の確率で発生すると言われている。（地震ハザードカルテ 2020 年版）

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返し、種を超えて感染し再びスペインかぜのようなパンデミックを引き起こす可能性もある。また 2020 年に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、2021 年 4 月 27 日現在、県内における感染類型者数 7,970 名に上り、当市においても 116 名の陽性者が確認されている。国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

事業者における影響としては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。また海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,166 人
- ・小規模事業者数 1,075 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	248	229	市内に広く分散している

商工 業者	製造業	136	125	市内に広く分散している
	卸・小売業	280	259	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	108	99	市内に広く分散している
	サービス業	188	173	市内に広く分散している
	その他	206	190	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(自然災害関係)

- ・地域防災計画の策定及び改正
- ・業務継続計画の策定
- ・危機管理マニュアルの策定
- ・災害時協力協定、災害時相互援助協定の締結
- ・防災行政無線デジタル化整備工事
- ・防災行政無線等による情報伝達体制の構築
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所の指定
- ・市総合防災訓練、シェイクアウト訓練の実施
- ・自主防災組織の結成に向けた研修会等の実施
- ・自主防災組織運営費に対する補助金助成
- ・非常用持ち出し袋全世帯配布
- ・かすみがうら市総合防災マップ作成/配布
- ・防災士資格取得に係る受講料の助成
- ・非常食、災害対応用品の備蓄

(感染症対策関係)

- ・「かすみがうら市市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋
- ・茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

(感染症)

- ・相談窓口の設置
資金調達や持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行っている。

- ・個別融資相談会

感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫とともに個別融資相談会を開催している。

・影響調査の実施

会員事業所を対象に、感染症によりどのような影響を受けているかについてアンケート調査を実施。

II 課題

(商工会の課題)

- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 3社/年
 - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 5社
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会・商工会議所と県や市との被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担，体制を整理し，連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に，ハザードマップ等を用いながら，事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え，水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ホームページや市広報において，国の施策の紹介や，リスク対策の必要性，損害保険の概要，事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し，事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や，効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き，小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介，損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当市のハザードマップチラシやヒアリングシート・リスクチェックシートを作成し、広報ツールを活用した経営指導員等による普及啓発活動を行う。また、当会ホームページに「災害」ページを作成し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。当会HPでは、事業者BCP対策に積極的に取り組む先進企業を紹介することで、事業者BCP策定支援事業の周知を行う。
- ・経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、市ハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
 - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修

- 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー 年1回
 - 小規模事業者対象を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会） 年1回
 - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
 - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
- ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥ テレワーク体制の構築

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、BCPを策定済み。（令和3年6月）

3) 関係団体等との連携

- ・茨城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否, 大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で, 被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は, 出勤をせず, 職員自身がまず安全確保をし, 警報解除後に出勤する。等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し, 3 日以内に情報共有する。
(例 : 被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・ 地区内 10% 程度の事業所で, 「瓦が飛ぶ」, 「窓ガラスが割れる」等, 比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で, 「床上浸水」, 「建物の全壊・半壊」等, 大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない, もしくは, 交通網が遮断されており, 確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・ 地区内 1% 程度の事業所で, 「瓦が飛ぶ」, 「窓ガラスが割れる」等, 比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で, 「床上浸水」, 「建物の全壊・半壊」等, 大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお, 連絡が取れない区域については, 大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

- ・ 当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週間に 2 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

■感染症の世界的大流行 (パンデミック)

感染症の世界的大流行 (パンデミック) が発生した場合は, 以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等, 今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

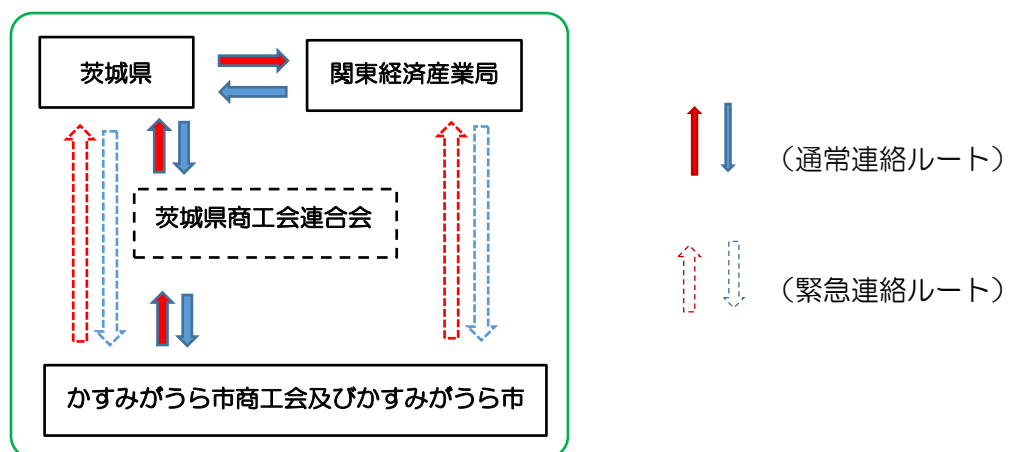
4) 被害情報の報告

- ・当市と当会で情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

非常事態発生時団体の被害状況

団体の名称 〒 所在地 電話番号		
1. 被災状況 被災状況(被災者の被害状況)	2. 被害状況 被災状況(被災者の被害状況)	3. 被害状況 被災状況(被災者の被害状況)
4. 被災状況(被災者の被害状況)		
5. 被災状況(被災者の被害状況)		

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、かすみがうら市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

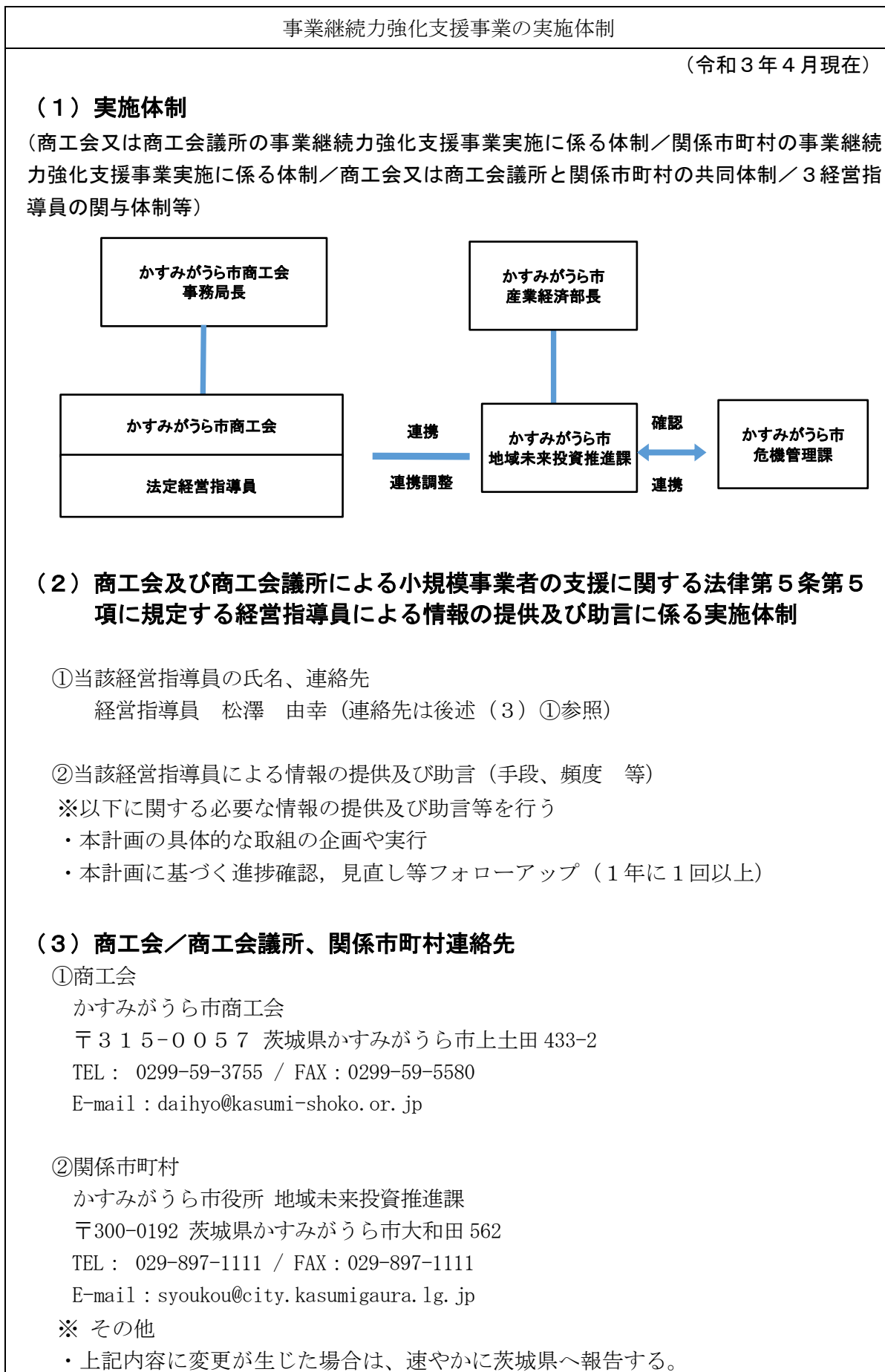
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、かすみがうら市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者なし